

特別永住者証明書に関する手続きのご案内

特別永住者証明書とは

特別永住者証明書とは、特別永住者の方に、その法的地位を証明するものとして出入国在留管理庁長官が交付する証明書です。

記載事項	＜表面＞	
		
	＜裏面＞	
		
	氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地（住所）、特別永住者証明書番号、有効期間満了日 ※氏名の漢字は正字（日本の漢字）に置き換えられます。※通称は記載されません。 ※氏名は旅券と同様に記載されます。（英字氏名が記載されます。） ※2026年6月14日以降に発行される特別永住者証明書から新様式になり、交付年月日は券面記載項目ではなくなり、ICチップに記録されるようになりました。	
有効期間	18歳以上の方	届出（申請）後、10回目の誕生日まで有効 ※更新の場合、更新前の有効期間の満了日後の10回目の誕生日
	18歳未満の方	届出（申請）後、5回目の誕生日まで有効 ※更新の場合、更新前の有効期間の満了日（有効期間が16歳の誕生日の前日の場合は16歳の誕生日）後の5回目の誕生日
交付手数料	無料 ※ただし、交換希望による再交付の場合 1,900円（2ページ参照）	
届出（申請）の方法	2・3ページをご覧ください	
届出（申請）できる人	本人または同居している親族（いずれも16歳以上） （それ以外の方が届出（申請）される場合は、あらかじめ届出（申請）する窓口にお問い合わせください。）	

◆みなし特別永住者証明書とは ～旧・外国人登録証明書をお持ちの方へ～

外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日に新制度が施行されました。旧制度で交付された「外国人登録証明書」は、平成24年7月9日（新制度施行日）に16歳未満であった方のみ、16歳の誕生日までの期間、出入国在留管理局および市区町村では「特別永住者証明書」とみなされます。

※出入国在留管理局および市区町村以外では、有効な本人確認資料書類として認められない場合があります。お早目の切り替えをお勧めします。（2ページ（6）参照）

特別永住者証明書の届出（申請）から交付まで

※代理の方が届出（申請）する場合の持ち物は届出（申請）窓口にお問い合わせください。

届出（申請）の理由	持ち物		
	届出（申請）するとき		交付を受けるとき
	共通	個別	
(1) 「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき	①有効な旅券 （旅券を提示することができない場合は理由書） ②特別永住者証明書 （紛失時を除く） ③写真1葉 （詳細につきましては、下記の「※写真について」をご参照ください。）	変更を生じたことを証する資料 例：有効な旅券、国籍取得証明書等、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名等を変更したことに係る確定判決書等	①「交付予定通知書」 ※申請時にお渡しします。 ②特別永住者証明書 又は外国人登録証明書（紛失時を除く） ※窓口に来庁することに著しい支障がある場合に限り、郵送での交付ができます。申請には、理由書、送付用封筒及び切手（860円（基本料金＋簡易書留））が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
(2) 有効期間を更新するとき		遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明等	
(3) 紛失、盗難、滅失したとき		交付手数料 1,900円（収入印紙）	
(4) 著しいき損、汚損、ICの記録にき損があったとき			
(5) 交換を希望するとき （「みなし特別永住者証明書」からの切り替えを除く）			
(6) 「みなし特別永住者証明書」（旧・外国人登録証明書）からの切り替えのとき		①有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書） ②外国人登録証明書 ③写真1葉（下記の「※写真について」をご参照ください。）	

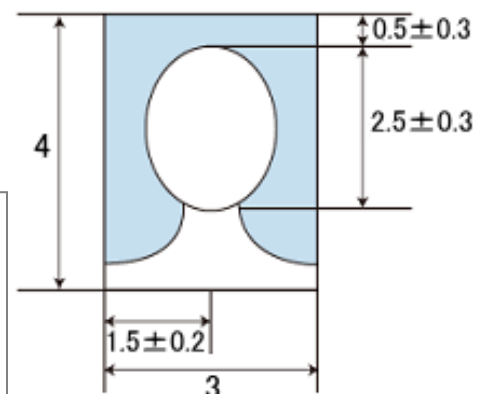
- 届出（申請）時と交付時の2回、窓口にお越しいただく必要があります。即日の交付はできません。
- 交付予定期間は1週間です。必ず、期間内に交付を受けてください。
- 次の場合、届出（申請）期間は、**事実が発生した日から14日以内**です。（上記（1）、（3）、（4）参照）
 - ・「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき
 - ・紛失、盗難、滅失したとき
 - ・著しいき損、汚損、ICの記録にき損があったとき
- 有効期間を更新する場合、有効期間満了日の3か月前から届出ができます。
 ※旧様式の特別永住者証明書をお持ちで、有効期間満了日が16歳の誕生日または16歳の誕生日の前日の場合は、有効期間満了日の6か月前から届出ができます。

※写真について

- 縦4センチメートル、横3センチメートル
- 申請前6か月以内に撮影されたもの
- 無帽、正面、無背景（カラー・白黒でも可）。
- 証明写真として不適当な場合は、申請を受付できません。

【不適当な写真の一例】

不鮮明なもの、傷・汚れがあるもの、眼鏡のレンズが反射しているもの、サングラス、カラーコンタクト、マスク、マフラー、髪が目にかかるなど顔の確認が困難なもの、プリントシール機で撮影したなど加工が可能なもの



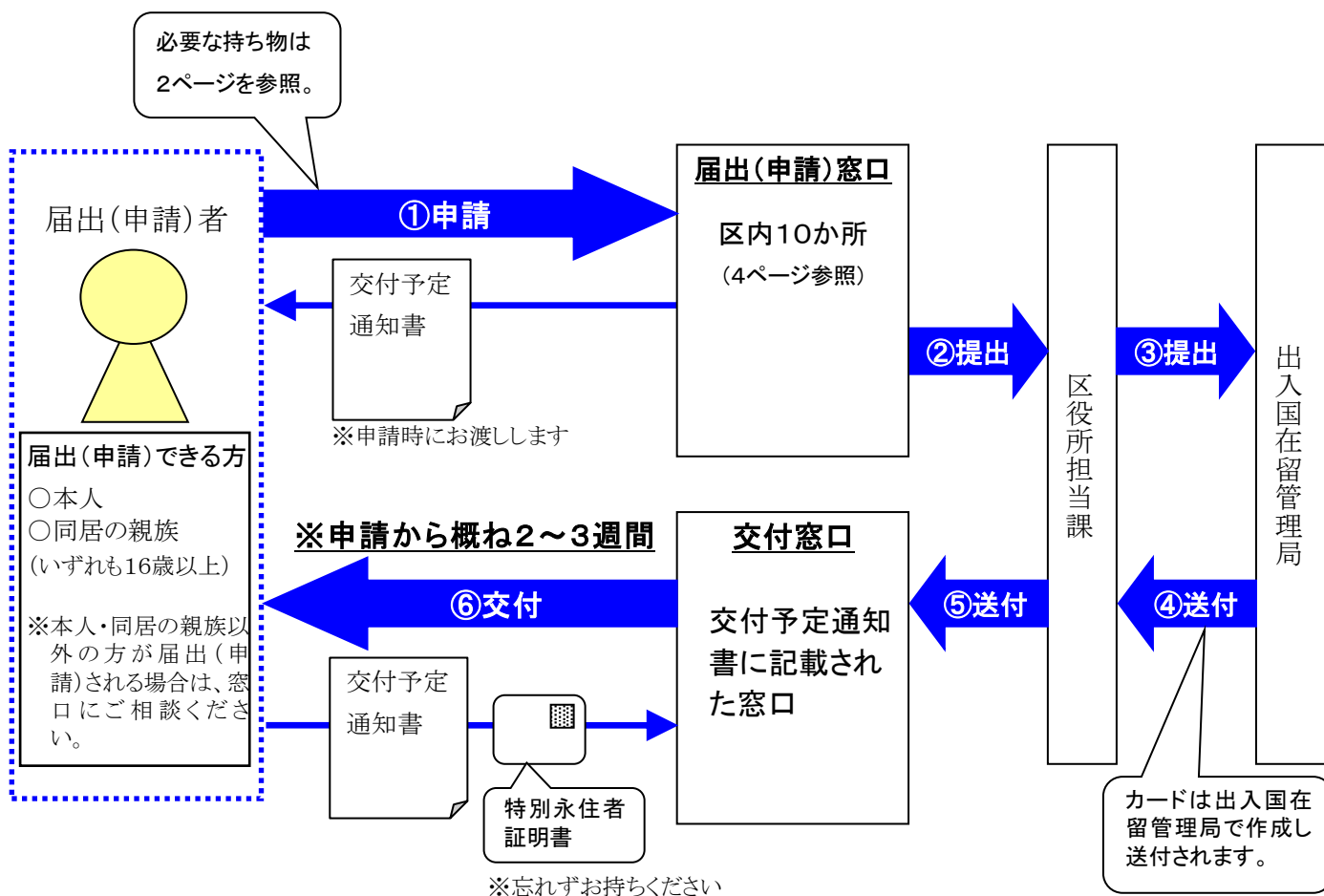
（単位：センチメートル）

2026年6月14日より前に発行された旧様式の特別永住者証明書をお持ちの方は、16歳の誕生日を迎えるとき、必ず有効期間更新申請が必要です。

◇更新後は写真が掲載された特別永住者証明書になります。

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な旅券(旅券を提示することができない場合は理由書) ・旧様式の特別永住者証明書 ・写真1葉(2ページの「※写真について」をご参照ください。)
申請期間	16歳の誕生日の前日(令和5年11月1日前に発行された特別永住者証明書については16歳の誕生日)の6か月前から有効期間満了日まで

特別永住者証明書の交付を受けるまでの流れ



■届出(申請)するとき

- ◇届出(申請)受付は、10か所の窓口です。(4ページ参照)
- ◇持ち物は、2ページを参照してください。
- ◇交付予定通知書をお渡しします。

■交付を受けるとき

- ◇交付予定期間内に来所し、特別永住者証明書の交付を受けてください。
- ①「交付予定通知書」及び②「特別永住者証明書(紛失時を除く)」をお持ちください。
※交付までにお時間がかかります。ご了承ください。
- ◇交付予定期間は1週間です。交付予定期間の満了後、原則1か月以上経過すると、特別永住者証明書を出入国在留管理局に返送します。必ず、交付予定期間内に交付を受けてください。

受付窓口一覧

特別永住者証明書の届出(申請)及び交付の手続きは、10か所の窓口でお取り扱いしています。お近くの窓口をご利用ください。手続きは時間がかかりますので、余裕をもって来庁してください。

■ 月～金曜日：午前8時30分～午後5時

■ ★印の窓口は土曜日も開庁しています。午前9時～午後5時

※第3土曜日、祝日、年末年始はお休みです。

窓 口	所 在 地	電話番号	電車・バス最寄駅
★ 世田谷総合支所 くみん窓口	世田谷4-22-35 世田谷区役所第2庁舎1階	5432-2814	世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車各5分、バス「世田谷区民会館」下車すぐ
★ 北沢総合支所 くみん窓口	北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-8039	小田急線下北沢駅東口または井の頭線下北沢駅中央口下車各5分、バス「北沢タウンホール」下車すぐ
★ 玉川総合支所 くみん窓口	等々力3-4-1 玉川総合支所1階	3702-1137	大井町線等々力駅下車すぐ、バス「等々力」下車すぐ
★ 砧総合支所 くみん窓口	成城6-2-1 砧総合支所1階	3482-3861	小田急線成城学園前駅下車3分、バス「砧総合支所」下車すぐ、「成城学園前駅」下車5分
★ 烏山総合支所 くみん窓口	南烏山6-22-14 烏山総合支所1階	3326-8290	京王線千歳烏山駅下車5分、バス「烏山総合支所前」下車すぐ、「千歳烏山駅(北口)」下車2分
★ 太子堂出張所	太子堂2-17-1	3413-1247	田園都市線または世田谷線三軒茶屋駅下車4分、バス「三軒茶屋」下車4分
経堂出張所	宮坂1-44-29	3420-7143	小田急線経堂駅下車8分、バス「経堂駅」8分
用賀出張所	用賀2-29-22	3700-3657	田園都市線用賀駅東口下車5分、バス「用賀神社前」下車2分、「用賀駅」下車5分
二子玉川出張所	玉川4-4-5	3707-4946	田園都市線または大井町線二子玉川駅徒歩6分、バス「玉川高島屋SC西口」下車2分、「二子玉川」下車4分
烏山出張所	南烏山6-2-19 烏山区民センター1階	3300-5361	京王線千歳烏山駅下車2分、バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分、「千歳烏山駅(南口)」下車5分

特別永住者の方が、住所(住居地)を変更したときは、住所(住居地)変更のお届けが必要です。住所(住居地)変更される方全員分の特別永住者証明書をお持ちになり、お近くの窓口で住所(住居地)変更のお届けをしてください。

詳しくは世田谷区のホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。